

備前市条件付一般競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、備前市が行う条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の試行に関し、備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 一般競争入札の対象となる契約（以下「対象契約」という。）は、次のとおりとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条及び第167条の2の規定に該当する場合並びに市長が特別の事情があると認めた場合を除く。

- (1) 建設工事 予定価格が130万円を超えるもの
- (2) 測量及び建設コンサルタント業務 市長が特に必要があると認めたもの
- (3) 物品の売買、賃借、修理等 市長が特に必要があると認めたもの

(対象業務等)

(入札参加資格)

第3条 対象契約の入札に参加しようとする者（備前市建設工事共同請負制度事務処理要綱に規定する共同企業体を構成する建設業者を含む。）は、入札公告前日から入札日までの間、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本市の有資格者名簿に登録され、資格が有効な者
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受け、かつ、営業停止期間でない者
- (4) 本市の指名停止期間中でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続期間の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 入札公告に定める資格及び実績を有する技術者を適正に配置できる者
- (7) その他入札公告に定める要件を満たしている者

2 前項第6号及び第7号の資格要件等については、備前市入札等指名委員会設置規定（平成17年備前市訓令第32号）第1条に規定する備前市入札等指名委員会において決定する。

(入札公告)

第4条 市長は、第2条に規定する対象契約を発注する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要事項

- 2 前項の公告は、受付期間満了の日まで行うものとし、本市の掲示場及び岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）へ掲載し、入札公告の写しを契約担当課で閲覧できるものとする。

（入札参加申込等）

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に定める書類を入札公告の期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に不要と判断した場合は、これを省略することができる。

- (1) 条件付一般競争入札参加申込書
- (2) その他対象契約ごとに定める書類

2 前項に規定する書類は、持参に限るものとする。

（資格審査及び通知）

第6条 市長は、前条の規定に基づいて提出された書類の内容を審査し、相当と認めた者に対し、条件付一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

2 入札参加資格を有しない者に対しては、理由を付してその旨を通知するものとする。

（入札参加申込及び資格審査等の特例）

第7条 入札後に入札価格の低いものから順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札者を決定する事後審査型の条件付一般競争入札を実施する場合の必要事項は、市長が別に定めるものとする。この場合において、前条の規定は準用しない。

（複数入札参加申込の制限等）

第8条 入札の適正さが阻害されると認められる複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。

（設計図書等の入手等）

第9条 入札に参加する対象契約の設計図書又は仕様書については、電子入札システムから入手するものとする。ただし、電子入札システムから入手が困難な場合には、入札参加希望者が市の契約担当課において購入しなければならない。

（工事内訳書等の提出）

第10条 入札参加者は、市が指定した対象契約の入札に際しては内訳書又は別表を必ず提出しなければならない。

（提出された資料等の返却）

第11条 提出された資料等については、一切返却しないものとする。

（郵便による入札）

第12条 郵便による入札を執行しようとするときは、備前市建設工事等郵便入札試行要領の規定によるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な諸様式及び事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。